(5)　(1)の税関長の確認を受けた免税対象酒類が輸出されないこととなったときは、税関長は免税購入対象者から酒税の即時徴収を行う。

(6)　(5)の酒税の即時徴収に係る納税地は、(1)の税関長の確認を受けた場所とする。

(7)　税務署長は、酒類購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により(1)の税関長の確認に支障があると認められる場合には、輸出酒類販売場に係る許可を取り消すことができることとする。

(8)　罰則の適用対象に、正当な理由なく(4)に違反して免税対象酒類を輸出しなかった場合を加える。

(三)　加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八八条及び附則第五八条～第六〇条関係）

(1)　令和八年四月一日以後に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする。

イ　葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の〇・三五グラムをもって紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの一本をもって紙巻たばこの一本に換算する方法

ロ　イに掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもって紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもって紙巻たばこの二〇本に換算する方法

(2)　(1)ロに掲げる加熱式たばこ（製造たばことみなされるものに限る。）のうち、(1)イに掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの等については、(1)ロただし書は適用しない。

(3)　(1)及び(2)の見直しに伴い、令和八年四月一日から同年九月三〇日までの間における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、改正前の紙巻たばこの本数に換算した課税標準並びに(1)及び(2)の見直し後の紙巻たばこの本数に換算した課税標準のそれぞれに〇・五を乗じて計算した本数の合計本数とする経過措置を講ずる。

(四)　入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）

(五)　新車新規登録から一八年又は一三年を経過した一定の検査自動車に係る自動車重量税の税率の特例措置について、車検制度の見直しに伴い、所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法第九〇条の一一の二及び第九〇条の一一の三関係）

(六)　特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第九一条の三関係）

九　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正関係

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合における当該記録された事項に関し当該期限後申告等に基づき課される重加算税の割合に一〇〇分の一〇の割合を加算する措置の対象から、特定電磁的記録であって、その保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録を除外することとした。（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第八条関係）

一〇　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

1　個人所得課税

(一)　帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等を廃止することとした。（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条の六及び第一八条の一〇関係）

(二)　東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、特例対象個人に該当する住宅被災者が、認定住宅等の新築等をした認定住宅等又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を令和七年一月一日から同年一二月三一日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一三条の二関係）

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	
特定エネルギー消費性能向上住宅	五、〇〇〇万円
エネルギー消費性能向上住宅	

2　法人課税

帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合に土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置）を適用することとする措置を廃止することとした。（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一八条の一〇関係）

3　資産課税

帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止することとした。（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の四関係）

一一　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

租税特別措置法の改正に伴い、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置に係る非課税承認の取消しにより公益信託に関する法律に規定する公益信託の受託者に対して復興特別所得税を課税する場合の取扱いについて、所要の整備を行うこととした。（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三三条関係）

一二　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

1　趣旨等について、次の整備を行うこととした。（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第一条関係）

(一)　令和五年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するための特別措置として、防衛特別法人税を創設し、及びたばこ税の税率の特例を定めるものとする。

(二)　令和五年度以降の各年度の予算に計上される防衛力整備計画対象経費の額が令和四年度の当初予算に計上された防衛力整備計画対象経費の額を上回る場合における当該上回る額に係る費用の財源に充てるため、4に定める防衛特別法人税の収入及びたばこ税の収入額に係る額を確保するものとする。

2　防衛特別法人税を次のとおり創設することとした。

(一)　納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務がある。（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第八条関係）